

事になった。2月からお返ししている。今も生活が苦しく増額をお願いする。

処分庁内の病院はすべて診察してもらえず大変悲しい時間を過ごして来たが、やっと他地区で良い先生に出会い現在治療を受ける事ができている。保護をしていただいた事に感謝している。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 年金の収入認定について

処分庁は、老齢年金について、平成29年9月から隔月に支給されることが決定されたため、同月13日に受給した同年9月分の年金は同年11月に、また、同年12月15日に受給する同年10月分及び11月分の年金は同年12月及び平成30年1月に分割して収入認定することとしたことが認められる。

なお、処分庁は、平成29年11月の保護費の支給に変更が間に合わなかったため、過支給となる32,032円は平成30年1月の保護費に収入充当することとしたことが認められる。

(2) 審査請求人の保護費について

審査請求人は、もらえることになった年金収入の全額でなくても良いので、保護費を増額してほしい旨主張している。

しかしながら、生活扶助費の額を定める「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は法令及び法令に基づく保護基準(以下「法令等」という。)に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている。(最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年(行ツ)第14号)

その額に誤りはなく、本件処分は法令等に基づいてなされた処分にすぎな

いことから、違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分は、審査請求人の老齢年金を収入充当したうえで、保護費が決定されたものであるが、その手続きに違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年9月19日	諮問書の受領
平成30年9月20日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月5日 口頭意見陳述申立期限：10月5日
平成30年10月1日	第1回審議
平成30年11月12日	第2回審議
平成30年12月5日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(3) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

平成30年1月の60歳～69歳の年齢区分における処分庁の居宅基準の生活扶助の額は2人世帯で119,200円である。

さらに、住宅扶助額は、審査請求人世帯の実家賃額の42,400円で厚生労働大臣が定める処分庁管内の2人世帯の住宅扶助限度額46,000円の範囲内である。

- (4)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と定めている。
- (5)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6)局長通知の第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。

2 認定した事実

- (1)平成24年9月1日付けで、処分庁は、審査請求人と〇〇〇の保護を開始した。
- (2)平成29年9月29日、審査請求人は、同年同月から老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を取得した旨の申告を行った。
- (3)処分庁は、平成29年11月1日から審査請求人の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の収入認定を行った。
- (4)平成29年12月8日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年1月分の保護費を変更する本件処分を行った。保護決定通知書には「平成30年1月1日からの保護の程度を通知します。」との記載があり、「最低生活費 基準額 119,200円、介護保険料加算 2,700円、冬季加算 3,660円、住宅扶助 42,400円、合計 167,960円」との記載がある。また、収入充当額として「収入額 108,487円 過払充当額

32,032円 合計 140,519円」との記載がある。さらに「今回支給額 27,441円」との記載がある。

(5) 平成30年1月4日、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 判断

本件についてみると、審査請求人は、審査請求人と○の2人世帯であり、審査請求人世帯の平成30年1月の最低生活費の額は、生活扶助125,560円、住宅扶助42,400円、合計額167,960円であることが認められる。

また、審査請求人の世帯の平成30年1月の収入は、収入申告書によると、審査請求人の年金額32,033円、○の年金額76,454円、合計額108,487円であり、さらに平成29年11月の保護費の支給変更により、過支給となる32,032円を平成30年1月の保護費に収入充当することとしたため、審査請求人の世帯の平成30年1月の収入充当額は、140,519円となる。したがって、27,441円の保護費を支給するという本件処分は、額に誤りはなく、上記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 付言

平成29年11月の保護費の支給変更により過支給となった32,032円について、これを平成30年1月の保護費に収入充当するという処分庁の処理が、審査請求人世帯の生活に困難をもたらすこととなったものと推認される。処分庁としては、過支給を収入充当する上で、保護受給者世帯の実情を把握し、その生活への影響の程度等を十分に考慮したうえで、事情に応じて収入充当する月を複数回に分ける等の柔軟な対応が求められる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子